

無線局免許申請書等に係る目的及び通信事項の区分の見直し（その2）

一般社団法人 全国船舶無線協会

無線局免許申請書に記載する目的や通信事項について、無線局の効率的な監督管理に支障がない範囲でこれらの区分の見直しを行い、平成25年3月28日に関係規程類の改正を行い、平成26年5月7日から施行することについては、機関誌「船舶むせんこうじ」Vol.546（2013年7月号）で詳細を周知しましたが、今月号では、具体的な事例に基づいて改正前と改正後の目的コード・通信事項コードを対比させました。事例にないものは、「むせんこうじ」Vol.546の24頁～37頁又は「船舶局等申請の手引」第9章関連資料の9-1頁～9-15頁を参照ください。

1. 施行日

平成26年5月7日以降に提出する免許申請、再免許申請、変更申請（届）は、書面申請又は電子申請に係わず、改正後のコードを記載する。

2. 注意事項

- (1) 平成26年5月6日までに提出する免許申請、再免許申請、変更申請（届）は、書面申請又は電子申請に係わず、改正前のコードを記載する。
- (2) 改正前のコードで申請した書類に不備等があり、平成26年5月7日以降に訂正のため、再提出する際には、改正後のコードに訂正の上、再提出する必要がある。

3. 具体的な記載例

3-1. 特定船舶局

(1) 特定船舶局（MSS）漁船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業用	F S G	一般業務用	G E N
漁業通信に関する事項	F S E	漁業通信に関する事項	F S E
船舶の航行に関する事項	M A A	船舶の航行に関する事項	M A A

(2) 特定船舶局（MSS）プレジャー船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
スポーツ・レジャー用	S R D	一般業務用	G E N
スポーツ・レジャーに関する事項	S R D	スポーツ・レジャーに関する事項	S R D
船舶の航行に関する事項	M A A	船舶の航行に関する事項	M A A

(3) 特定船舶局（MSS）漁業取締船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業指導監督用	F S M	公共業務用	P U B
漁業指導監督に関する事項	F S M	漁業指導監督に関する事項	F S M
船舶の航行に関する事項	M A A	船舶の航行に関する事項	M A A

(4) 特定船舶局 (MSS) 旅客船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
海上運送事業用	MTP	一般業務用	GEN
海上運送事業に関する事項	MCS	海上運送事業に関する事項	MCS
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA

(5) 特定船舶局 (MSS) 水先・引き船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
水先・引き船業務用	HSP	一般業務用	GEN
水先業務に関する事項	HSP	水先・引き船に関する事項	HSP
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA

3-2. 無線航行移動局

(1) 無線航行移動局 (RO) 漁船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業用	FSG	一般業務用	GEN
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA

(2) 無線航行移動局 (RO) 警戒船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
海船用	MAA	一般業務用	GEN
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA

(3) 無線航行移動局 (RO) プレジャー船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
スポーツ・レジャー用	SRD	一般業務用	GEN
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA

(4) 無線航行移動局 (RO) 遊漁船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業用	FSG	一般業務用	GEN
スポーツ・レジャー用	SRD		
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA

(5) 無線航行移動局 (RO) 貨物船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
海上運送事業用	MTP	一般業務用	GEN

船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
-------------	-----	-------------	-----

3-3. 船舶局

(1) 船舶局 (MS) 外航商船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
海上運送事業用	MTP	一般業務用	GEN
電気通信業務用	CCC	電気通信業務用	CCC
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
海上運送事業に関する事項	MCS	海上運送事業に関する事項	MCS
電気通信業務に関する事項	CCC	電気通信業務に関する事項	CCC

(2) 船舶局 (MS) 内航商船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
海上運送事業用	MTP	一般業務用	GEN
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
海上運送事業に関する事項	MCS	海上運送事業に関する事項	MCS

(3) 船舶局 (MS) 漁船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業用	FSC	一般業務用	GEN
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
漁業通信に関する事項	FSE	漁業通信に関する事項	FSE

(4) 船舶局 (MS) 遠洋マグロ漁船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業用	FSC	一般業務用	GEN
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
漁業通信に関する事項	FSE	漁業通信に関する事項	FSE
浮標の無線標定に関する事項	FSO	浮標の無線標定に関する事項	FSO
電報の託送に関する事項	TLG	電報の託送に関する事項	TLG

(5) 船舶局 (MS) 漁業練習船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
教育用	EDC	一般業務用	GEN
電気通信業務用	CCC	電気通信業務用	CCC
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
教育に関する事項	EDC	漁業通信に関する事項	FSE
浮標の無線標定に関する事項	FSO	浮標の無線標定に関する事項	FSO
電気通信業務に関する事項	CCC	電気通信業務に関する事項	CCC

(6) 船舶局 (MS) 航海練習船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
教育用	EDC	一般業務用	GEN
電気通信業務用	CCC	電気通信業務用	CCC
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA
教育に関する事項	EDC	一般業務用通信に関する事項	GEN
電気通信業務に関する事項	CCC	電気通信業務に関する事項	CCC

(7) 船舶局 (MS) 漁業取締船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業指導監督用	FSM	公共業務用	PUB
漁業指導監督に関する事項	FSM	漁業指導監督に関する事項	FSM
船舶の航行に関する事項	MAA	船舶の航行に関する事項	MAA

3-4. 無線標定移動局

(1) 無線標定移動局 (MR) 漁船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
漁業用	FSG	一般業務用	GEN
浮標の識別に関する事項	MSD	浮標の識別に関する事項	MSD
		漁業通信に関する事項	FSE

(2) 無線標定移動局 (MR) 漁業練習船

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
教育用	EDC	一般業務用	GEN
浮標の識別に関する事項	MSD	浮標の識別に関する事項	MSD
		漁業通信に関する事項	FSE

3-5. 遭難自動通報局

(1) 遭難自動通報局 (DS)

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
救難用	RSC	公共業務用	PUB
捜索救助作業に関する事項	MSR	海難救助に関する事項	DAF

3-6. 船上通信局

(1) 船上通信局 (MB)

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
水先・引き船業務用	HSP	一般業務用	GEN

操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項	H S L	水先・引き船に関する事項	H S P
-------------------------	-------	--------------	-------

3-6. 船舶地球局

(1) 船舶地球局 (TG)

改正前		改正後	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務用	C C C	電気通信業務用	C C C
電気通信業務に関する事項	C C C	電気通信業務に関する事項	C C C